

函 福 監

令和2年（2020年）5月8日

通所介護事業所等
居宅介護支援事業所 管理者 様
介護予防支援事業所

函館市保健福祉部指導監査課長
介護保険課長
地域包括ケア推進課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る通所介護事業等に関する臨時的な取扱いについて

貴職におかれましては、日頃より本市社会福祉の向上にご尽力いただき感謝申し上げます。

通所介護事業所（地域密着型・総合事業含む。以下「通所介護事業所等」という。）における新型コロナウイルス感染症に関する対応については、厚生労働省から令和2年2月24日付け事務連絡として「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」が発出され、これまでに令和2年4月24日付け第10報までのほか、事務連絡やリーフレットが発出されているところです。

つきましては、通所介護事業所等において居宅訪問によるサービス提供（以下「訪問サービス」という。）および電話による安否確認等を行う際の留意事項について、別紙のとおり整理しましたので、通知いたします。通所介護サービス等の本来の利用目的等を踏まえて、感染拡大防止に取組みつつ、適切なサービス提供を行ってくださいますようお願いいたします。

【第2報～第10報以外の関係通知】

- 介護サービス事業所によるサービスの継続について（令和2年4月24日付け事務連絡（介護保険最新情報 vol. 824））
- リーフレット「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援」について（令和2年4月28日付け（介護保険最新情報 vol. 825））

指導監査課 高齢者担当	高木, 渡辺	TEL21-3923	FAX21-3928
介護保険課 介護サービス担当職員		TEL21-3023	FAX26-5936
地域包括ケア推進課 企画・管理担当	石岡, 蝦名	TEL21-3041	FAX26-5936

新型コロナウイルス感染症対策に係る通所介護事業等に関する臨時的な取扱いについて

1 訪問サービスおよび電話サービスに係る留意事項

通所介護事業所等が「休業要請を受けている」または「感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから事業所が自主休業（一部または全部）している」場合であって、第2～10報までの通知で示された一定の要件を満たしたうえで訪問サービスや電話による安否確認等を行った場合には、介護報酬の算定が可能となります。

これらのサービスは、通常の通いによるサービス提供が困難な場合に、利用者に対して可能な限り必要な支援を行うことができるように、臨時特例的に認められるものです。通所を控える利用者全員を一律に訪問サービスに切り替える等、個々の利用者のサービスの必要性を考慮しない不適切な提供については、介護報酬の算定とならない場合がありますのでご注意ください。

一部または全部休業することとなった場合は、ケアマネジャーと連携し、利用者の意向を確認し同意を得たうえで、サービス提供の内容を以下のように変更することが考えられますので、業務の参考としてください。（一例です。）

- ① 通所は継続するが、回数を減らす
- ② 他の通所介護事業所または訪問介護によるサービス等に切り替える
- ③ 通所から訪問サービスに切り替える
- ④ 通所と訪問サービスを組み合わせて提供する
- ⑤ 一定期間通所介護の利用を休止する
- ⑥ 電話による安否確認等を行う

(1) 通所の受入れが可能である事業所が訪問サービス等を提供する場合

利用者が「通所ができない」かつ通所の代替えとして「訪問サービスの利用が必要」または「電話による安否確認等が必要」な状態であることが前提となります。この2点について、利用者の意向を確認するとともに、アセスメントやサービス担当者会議でしっかりと検討してください。そのうえで、「通所の代替えとして訪問により提供する具体的なサービス内容」等を決定してください。利用者負担が生じることについての説明・同意も必要ですが、説明・同意に係る取扱いは「(5) 通所介護計画の見直しについて」を参考にしてください。（(2)～(4)も同様。）

(2) 通所の受入れができない事業所が訪問サービス等を提供する場合

当該事業所が通所の受入れをできないこと、および、それでもなお訪問サービスまたは電話による安否確認等の提供が可能なことについて、理由や根拠を明確にしてください。なお、休業要請が出ている場合は、それが通所の受入れをできない理由となります。

上記を踏まえて、利用者が通所の代替えとして「訪問サービスの利用が必要」または「電話による安否確認等が必要」な状態であることについて、利用者の意向を確認するとともに、アセスメントやサービス担当者会議でしっかりと検討してください。そのうえで、「通所の代替えとして訪問により提供する具体的なサービス内容」等を決定してください。

(3) 訪問サービスの具体的内容について

第2報で「居室を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合」に報酬算定可能とされており、第9報で「通所系サービス事業所において提供していたサービス全てを提供することを求めるものではなく、事業所の職員ができる限りのサービスを提供した場合に算定することが可能」とされており、通所時のサービスを基本と

して、居宅における提供に合わせてできる限りのサービスを提供することが求められています。通所介護では「日常生活上の世話および機能訓練を行う」とされていることを踏まえて、ケアマネジャーと連携して、訪問によるサービス内容を検討してください。

サービス内容が変わる場合等はケアプランおよび通所介護計画が変更となりますので、「(5) 通所介護計画の見直しについて」を参照してください。

(4) 電話による安否確認等の具体的内容について

第6報では「健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等」を電話で聞き取って記録した場合に、1日1回まで（自主休業の場合）介護報酬算定可能とされています。

この場合、通所介護等のサービスとして報酬を算定することから、利用者のケアプランに位置づけられている課題とそれを解決するための目標を達成するために必要な支援が可能な限り行われることが望ましいと考えます。具体的には、第6報で示された内容の聞き取りを行うことに加えて、自宅で行える活動内容についてわかりやすい資料を郵送する、DVDやネット動画を提供または紹介するなど、高齢者でも行えるように援助した上で、電話により効果や課題を聞き取り、支援内容の見直しをする、などの取組みが想定されます。このような取組みは必ずしも必須ではありませんが、継続的な通所介護サービスの提供を行うという観点から、可能な限り実施していただくことが望ましいものです。

なお、通所または訪問サービスの利用者が、それらに加えて電話による安否確認等を必要とする状況は基本的に想定できませんが、上記のようなケアプランに基づいた継続的な支援を行う場合は、利用者の心身の状況に応じて、また感染拡大防止の観点から、通所・訪問・電話による安否確認等を組み合わせて提供することもあり得ます。

サービス内容が変わる場合等は、(3)と同様に「(5) 通所介護計画の見直しについて」を参照してください。

なお、利用を休止している利用者に対して利用再開の意向確認を電話で行うこと等は、通常の業務として適切に行ってください。

(5) 通所介護計画の見直しについて

訪問サービスまたは電話による安否確認等を行う場合、通所時と同じ提供時間や内容で行うことは難しいと考えられます。提供時間や提供内容が変わる場合および（または）それに伴い課題や目標が変わる場合は、通所介護計画を変更する必要があります。ケアマネジャーと協議・連携してケアプランを変更したうえで、通所介護計画を変更してください。なお、その際の利用者等への説明・同意については、最終的には文書による必要がありますが、サービス提供前に説明・同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることで良いとされています。（第8報問1の回答を通所介護計画にも準用。）サービス担当者会議も不要とされていますが、関係者間で適切に連携し、サービス提供に係る記録は残す必要があります。

2 訪問サービスおよび電話サービス提供時の介護報酬の算定に係る留意事項について

第2報別紙1および「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」（以下「第2報等」という。）に記載のとおりとなります。

基本報酬については、例えば訪問サービスにより1時間程度の提供を行った場合、2時間以上3時間未満で算定することとなります。第2報等では1日に複数回の訪問を行う場合の報酬算定の取扱いについても記載していますが、複数回の訪問を行う場合は、その必要性等

についてケアマネジャーと十分に検討してください。

加算・減算については、第2報等で「居宅サービス計画に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行う」とされています。主な加算に係る取扱いは以下のとおりです。

加算	取 扱 い	
	訪 問	電 話
入浴介助加算	利用者のニーズを確認し、清拭・部分浴など入浴介助に準ずるサービスを提供している場合は算定可（第2報等）	
送迎を行わない場合の減算	必ず適用	
生活機能向上連携加算 個別機能訓練加算 栄養改善加算 口腔機能向上加算 運動器機能向上加算（国基準通所型サービス） など	有資格者の配置要件等については、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応が可能。（第2報等） 具体的には、要件を満たす有資格者の指導等のもとに、資格を持たない者が既定の行為を実施した場合等は算定可能となります。柔軟な取扱いとした理由や経過、指導の内容等を記録すること。個別機能訓練計画、口腔機能改善管理指導計画など規定の個別計画を作成し、当該計画に沿った機能訓練等と評価を適切に行うことは必須です。	算定不可
中重度者ケア体制加算 事業所評価加算（国基準通所型サービス）	今般の被災等（感染症拡大）により、新規利用者の受入れ等を行った事業所については、当該利用者数等を除外して差し支えない。（第2報等）	
サービス提供体制強化加算	今般の被災等（感染症拡大）により、介護職員の増員や新規利用者の受入れ等を行った事業所については、有資格者等の割合の計算の際、当該職員及び利用者等を除外して算出可能（第2報等）	

※ 休業する場合の月額包括報酬の日割りの考え方については、「新型コロナウイルス感染症に関する対応に係る月額包括報酬制の介護サービス費の請求の考え方について」（令和2年3月18日付け函館市介護保険課長等通知）を参照してください。